

議員提出議案第7号

若者による市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

提出者	12番	大森 ゆきこ	20番	かわごえ 誠一
	22番	筒井 たかひさ	23番	梅沢 とよかず
	24番	高木 信明	28番	細木 まこと
	31番	中村 しんご	32番	清水 こういち
	33番	小山 たつや	38番	米山 真吾

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

若者による市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋が無くても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬のオーバードーズによる救急搬送が、平成30年と令和2年を比較すると2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、平成24年から令和2年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

また、国立精神・神経医療研究センターの令和2年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者が使用した主な薬物は、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。さらに、令和3年のアンケート調査では、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合が、約60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合もあり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返してしまい、肝機能障害や重篤な意識障害、呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡したりする事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないため、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻に

なる場合もある。

よって、本区議会は政府に対し、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 現在、濫用等のおそれのある医薬品を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
 - 2 若者への医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
 - 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入によるオーバードーズを防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
 - 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。